

直結増圧式給水設計施行基準

(目的)

第1条 この基準は、直結増圧式給水装置の設置により、直結給水の範囲が拡大され、小規模貯水槽等における衛生問題の解消、省エネルギーの推進及び設置スペースの有効利用などを図り、もって需要者へのサービス向上に寄与するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 直結増圧式給水とは、15階建て程度までの中高層建物に対して受水槽を経由せず、給水管の途中に直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を設置し給水する方式をいう。

(適用要件)

第3条 直結増圧式給水の適用要件は、次のとおりとする。

(1) 対象区域は、給水区域内のうち、次の条件をすべて満たす区域とする。

ア 給水管を取り出す配水管は、建築物の必要とする給水量を十分保有しており、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないと判断されること。

イ 配水管から給水管を分岐する箇所において、最小動水圧を0.15メガパスカル以上確保できること。

(2) 対象建築物は、次の条件をすべて満たす建物とする。ただし、特別に鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合はこの限りではない。

ア 瞬時最大給水量が毎分530リットル以下であること。

イ 給水管口径が75ミリメートル以下であること。

ウ 使用圧力0.75メガパスカル以下の増圧装置で給水できること。

エ メーター口径75ミリメートル以下であること。

(3) 適用除外とする建築物

給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）で、受水槽式給水とすることが必要とされている次に掲げる建築物は、直結増圧式給水の対象外とする。

ア 病院など、災害又は事故等による水道の断水時にも給水の確保が必要なもの

イ 一時的に多量の水を必要とするもの、又は使用水量の変動が大きいものなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれのあるもの

ウ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするもの

エ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの

オ その他、直結増圧による給水が困難なもの

(給水方式の併用)

第4条 直結増圧式給水と他の給水方式との併用は次の各号による。

(1) 直結増圧式給水と直結直圧式給水又は受水槽式給水との併用を認めるものとする。

給水方式の併用方法については、別図1のとおり。

(2) 直結増圧式給水と直結直圧式給水を併用する場合、直結直圧式給水は、3階までとする。

(3) 併用給水を行う建物の場合、他の給水方式の給水管との誤接続を防止するため、原則として、同一階は同一の給水方式とする。

(4) 併用給水を行う場合は、他の給水方式の給水管との誤接続を防止するため、配管に給水方式の識別表示を行うこと。(着色、テープ及び文字等)

(既設の受水槽式給水からの改造)

第5条 受水槽を撤去し、既設配管等をそのまま給水装置として使用する場合は、次に掲げる事項が給水装置としての基準を満たすものであること。

(1) 水圧試験(0.75メガパスカル)を行い漏水のないもので、直結直圧式給水及び直結増圧式給水に対応できるものであること。

(2) 水質検査を行い水道法(昭和32年法律第177号)に基づく水質基準に適合していること。

(3) 配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。

(4) 給水引込管、メーター口径が直結増圧式給水の水力計算を満たすものであること。

2 既設の高置水槽までを直結増圧式給水とする場合は、次の事項が給水装置としての基準を満たすものであること。

(1) 高置水槽までの配管等は、同条第1項第1号を満たしているものであること。

(2) 高置水槽に、満水、減水警報装置を設置すること。

(事前協議等)

第6条 直結増圧式給水による給水を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事業業者(以下「指定給水工事業業者」という。)を通じて、事前協議を行わなければならない。事前協議は、直結増圧式給水事前協議書(様式第1号)または電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うものとし、電子情報処理組織を使用して行われた事前協議については、この基準で規定する様式により行われたものとみなして、この基準の規定を適用する。

2 管理者は、前項の事前協議の結果を直結増圧式給水事前協議(回答)書(様式第2号)により、申込者に回答するものとする。

(給水装置工事の申込み)

第7条 申込者は、前条の事前協議の結果、直結増圧式による給水が可能とされた建物に係る

給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、委任状（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号。以下「規程」という。）に定める様式第1号の4）に記載の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（規程に定める様式第1号）を管理者へ提出すること。

（設計）

第8条 直結増圧式給水を受けるにあたり、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 配水管からの分岐

ア 分岐可能な配水管の口径は、原則として50ミリメートル以上300ミリメートルまでとする。

イ 分岐できる給水管の口径は、下表のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所や、中高層の建物が集中している箇所については、別途その都度関係課と協議するものとする。

配水管口径	分岐できる給水管の口径
50ミリメートル	40ミリメートル以下
75ミリメートル	50ミリメートル以下
100ミリメートル以上300ミリメートル以下	75ミリメートル以下

ウ 同一敷地への引込管は原則として1か所とする。ただし、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。

(2) 水理計算

ア 設計水圧

設計水圧は、管理者が別に定める「3階直結給水の事前協議を不要とする区域」又は最小動水圧が0.20メガパスカル確保できる区域は0.20メガパスカル、その他の区域は0.15メガパスカルとする。

イ 計画使用水量（瞬時最大使用水量）

水理計算に用いる計画使用水量は、次により算定する。

(ア) 共同住宅等における同時使用水量の算定方法

- a 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法
- b 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
- c 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

(イ) 同時に使用する給水用具を設定して計算する方法

(ロ) 給水用具給水負荷単位による方法

(3) 増圧装置

増圧装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合したものとし、以下のとおりとする。

ア 増圧装置は、日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130）」又は同等以上の性能を有すること。

イ 増圧装置は、原則として建物1棟に対し1増圧装置とする。

ウ 吸込側の水圧が異常に低下した場合（0.07メガパスカル以下）は、自動停止し、水圧が回復した場合（0.10メガパスカル以上）は、自動復帰すること。

エ 増圧装置のポンプ吐出圧力は、0.75メガパスカル以下とし、建物の最上階など最も条件の厳しい給水用具で必要な圧力が確保できること。

オ 配水管水圧の変動及び使用水量に対応でき、安定給水が確保できること。

カ 増圧装置には、故障時等の異常を早期に発見し事故を未然に防止するため、警報装置を設置し警報ブザー又はランプ等で表示すること。

キ 増圧装置及び吸込側、吐出側の配管との接続部には防振対策を施すこと。

ク 増圧装置の設置場所は、原則として1階部分とする。また、定期点検や保守管理のために必要な空間を確保し、施錠や隔離するなど保安対策を施すこと。

(4) 増圧装置のポンプ吐出圧力

別図2のとおり。

(5) メーターの設置

ア メーターの設置位置は、施行基準によるものとする。

イ 規程第27条第1項の規定を受けようとするときのメーターの設置については、以下のとおりとする。

(ア) 基本メーター（共同住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成23年3月24日制定。以下「共同住宅の各戸検針要綱」という。）第2条第5号及び共同住宅以外の建物における遠隔装置による各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成23年3月24日制定。以下「共同住宅以外の各戸検針要綱」という。）第2条第4号に規定する設備をいう。以下同じ。）は、配水管の分岐箇所にも最も近接した敷地部分（屋外）で、検針及び取替作業が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない場所に設置する。

(イ) 各戸メーター等（共同住宅の各戸検針要綱第2条第4号及び共同住宅以外の各戸検針要綱第2条第3号に規定する設備をいう。）は、「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準（平成23年3月23日制定、以下「各戸メーター等設置基準」という。）」に基づき設置する。

ウ 所有者の負担となるメーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。

(6) メーターバイパスユニット

各戸メーター（鹿児島市給水条例（昭和43年条例第43号）第10条第4項に規定す

る設備（所有者が設置し、管理者に無償譲渡した水道メーターを含む。）をいう。）を除く局メーター（以下「各戸メーターを除く局メーター」という。）取替え時の断水による影響を回避するため、原則としてメーターバイパスユニットを設置するものとする。ただし、専用住宅や小規模な事務所ビルなど、断水による影響が少ないものについてはこの限りではない。

ア メーターバイパスユニットは、管理者が承認した製品とする。

イ メーターバイパスユニット直近流入側には、止水栓又は仕切弁を設置すること。

(7) 逆流防止装置

各戸メーターを除く局メーターと増圧装置の間に、逆流防止装置を設置するものとする。

ア 逆流防止装置は、日本水道協会規格「水道用減圧式逆流防止器（JWWA B

134）」又は同等品以上の性能を有するものとし、増圧装置の流入側に設置すること。

イ 減圧式逆流防止器の流入側には止水栓及びストレーナを、流出側に止水栓を設置すること。

ウ 減圧式逆流防止器からの排水は、間接排水とすること。

(8) 吸排気弁

立上がり管の末端に吸排気弁を設置すること。

(9) 直圧用給水栓

増圧装置の故障時又は停電時の断水に備え、増圧系統以外に直圧用給水栓を設置すること。

(10) 危険防止

給水装置には、当該増圧装置以外のポンプなど配水管の水圧などに影響を与えるおそれのある機器類などを直接連結してはならない。

（維持管理）

第9条 維持管理については、委任状（規程に定める様式第1号の4）の内容に基づき、給水装置の所有者が適正に行うこと。

(1) 増圧装置及び減圧式逆流防止器は年1回以上の保守点検を行うこと。

(2) 緊急時に迅速かつ的確な対応が図れるように、警報装置又は電話回線を利用した24時間監視装置等を設置すること。

(3) 緊急時の連絡先を標示板に記入し、ポンプ室及び管理人室等に設置し周知を図ること。

(図式記号)

第10条 図面に使用する表示記号は下表のとおりとする。

名称	図式記号
増圧装置	BP
減圧式逆流防止器	N

(増圧装置の設置を猶予する特例)

第11条 4階建て又は5階建ての建物において、配水管の水圧で最上階の末端水栓まで給水が可能なお場合には、給水に支障がない間に限り、増圧装置の設置を猶予し、直結直圧式給水とすることができる。この特例の適用を受けようとする場合は、管理者が別に定める基準によるものとする。

(その他)

第12条 この基準に定めのない事項は、施行基準によるものとする。

付 則 (平成14年12月6日制定)

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年3月25日一部改正)

この基準は、平成16年4月1日から施行するものとする。

付 則 (平成18年3月13日一部改正)

この基準は、平成18年4月1日から施行するものとする。

付 則 (平成21年3月31日一部改正)

この基準は、平成21年4月1日から施行するものとする。

付 則 (平成23年3月28日一部改正)

(施行期日)

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前までに、改正前の直結増圧式給水設計施行基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の直結増圧式給水設計施行基準の規定によってなされた申請等とみなす。

付 則（平成 25 年 1 月 28 日一部改正）

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものとする。

付 則（令和 3 年 3 月 26 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則（令和 7 年 3 月 6 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。

付 則（令和 8 年 3 月 25 日全部改正）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。

鹿児島市水道事業及び
公共下水道事業管理者 殿

申込者 住所

氏名

電話番号

特例直結直圧式給水事前協議書

特例直結直圧式給水を行いたいので、増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準第6条第1項の規定に基づき、事前協議書を提出します。

給水装置場所	鹿児島市	町	番地
		丁目	番 号
指定給水装置 工事事業者 (No.)	事業者名		
	住所		
	電話番号		
	担当者		
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
添付書類	位置図、配管詳細図、平面図、給水装置立体図 水理計算書、既設給水設備図 その他 ()		

工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新設 , <input type="checkbox"/> 改造		給水装置番号 第 _____ 号				
建 物 概 要	建物階数	<input type="checkbox"/> 4階建 (地下 _____ 階) , <input type="checkbox"/> 5階建 (地下 _____ 階)					
	工事内容	<input type="checkbox"/> 新築建物 , <input type="checkbox"/> 既存建物 (増改築 : 有・無)					
	建物種別	<input type="checkbox"/> 専用住宅 , <input type="checkbox"/> 店舗等付住宅 , <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 共同住宅 , <input type="checkbox"/> 店舗等付共同住宅 , <input type="checkbox"/> その他					
給 水 方 式	<input type="checkbox"/> 特例直結直圧式 , <input type="checkbox"/> 井水等の併用						
給 水 戸 数	住 宅	戸	mm	内 4 ~ 5 階 部 の 戸 数	住 宅	戸	mm
	店 舗	戸	mm		店 舗	戸	mm
	事 務 所	戸	mm		事 務 所	戸	mm
	そ の 他	戸	mm		そ の 他	戸	mm
	計	戸					
計画使用水量	L/分			m ³ /日			
給水器具の最高高さ	配水管の布設道路面から _____ m						
4~5階部で 特に水圧の必要な 器具の有無	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 給湯器 作動水圧 (_____ MPa)					
	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 省スペース型トイレ : タンクレス式・ハイブリッド式 作動水圧 (_____ MPa) <input type="checkbox"/> その他 器具名 (_____) 作動水圧 (_____ MPa)					
配 水 管	口径 _____ mm	管種 :	<input type="checkbox"/> 局施設, <input type="checkbox"/> 個人管				
給 水 管	口径 _____ mm	管種 :	<input type="checkbox"/> 新設 , <input type="checkbox"/> 既設				
局メーター	口径 _____ mm	メーターバイパスユニット	<input type="checkbox"/> 有り , <input type="checkbox"/> 無し				
直圧用給水栓	<input type="checkbox"/> 有り, <input type="checkbox"/> 無し						
検 針 方 式	<input type="checkbox"/> 普通式 , <input type="checkbox"/> 遠隔式 , <input type="checkbox"/> 一括式 , <input type="checkbox"/> 未 定						

水 道 局 記 入 欄	配 水 系 統 及 び 配 水 管 水 圧 等	配水池系		
		所管浄水場		
		標高差	配水池低水位	_____ m
			申請地標高	約 _____ m
			標 高 差	約 _____ m
		水圧測定場所	ブロック番号 _____ , 消火栓番号 _____	
		水圧測定年月	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	最高水圧	_____ MPa	最低水圧 _____ MPa	
備 考				

.....
..... 様

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者
水 道 局 長

特例直結直圧式給水事前協議回答書

年 月 日付の事前協議について、下記のとおり回答いたします。

記

特例直結直圧式給水は施行可能です。

1. 給水装置工事の申請にあたっては、「委任状（鹿児島市給水条例施行規程に定める様式第1号の4）」に記載の該当する誓約事項を承諾した上で、協議内容に基づき申請手続きを行ってください。
2. 建築規模や計画使用水量等が変更になる場合は、再度協議が必要となります。

特例直結直圧式給水は、施行承認できません。

特例の適用はできませんので、増圧装置の設置又は他の給水方式の選択を検討してください。

理由：.....
.....
.....
.....